



2020 再計発第 351 号

2021 年 2 月 19 日

原子力規制委員会 殿

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付 4 番地 108

日本原燃株式会社

代表取締役社長

社長執行役員 増田 尚宏



再処理事業所廃棄物管理施設保安規定変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 51 条の 18 第 1 項の規定に基づき、2021 年 1 月 29 日付け 2020 再計発第 318 号をもって申請しました、再処理事業所廃棄物管理施設保安規定変更認可申請書を、別紙のとおり一部補正いたします。

1. 補正の内容

再処理事業所廃棄物管理施設保安規定変更認可申請書の別添「廃棄物管理施設保安規定新旧対照表」を、添付に示すとおり変更する。

2. 補正の理由

附則の記載を適正化するため。

添 付

再処理事業所廃棄物管理施設保安規定変更認可申請書のうち  
「別添」の補正

廃棄物管理施設保安規定 新旧対照表 ( 1 / 1 )

| 現 行   |                 |          |   | 変更後   |   |                        |   | 変更理由  |
|---|-----------------|----------|---|---|---|------------------------|---|---|
| 別表 14 放射線業務従事者に係る線量限度 (第 38 条関係)  |                 |          |   | 別表 14 放射線業務従事者に係る線量限度 (第 38 条関係)  |   |                        |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正の反映</li> </ul> |
| 実効線量限度  | 等価線量限度          |          |   | 実効線量限度  | 等価線量限度  |                        |   |   |
|   | 眼の水晶体           | 皮 膚      | 妊娠中である女子の腹部表面                               |   | 眼の水晶体   | 皮 膚                    | 妊娠中である女子の腹部表面                               |   |
| 1. 100 mSv/5年* <sup>1</sup><br>2. 50mSv/年* <sup>2</sup><br>3. 女子* <sup>3</sup> : 上記 1. 及び 2. に定めるほか、5mSv/3月* <sup>4</sup><br>4. 妊娠中である女子 : 上記 1. 及び 2. に定めるほか、本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて 1 mSv | <u>150mSv/年</u> | 500mSv/年 | 本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき 2 mSv | 1. 100 mSv/5年* <sup>1</sup><br>2. 50mSv/年* <sup>2</sup><br>3. 女子* <sup>3</sup> : 上記 1. 及び 2. に定めるほか、5mSv/3月* <sup>4</sup><br>4. 妊娠中である女子 : 上記 1. 及び 2. に定めるほか、本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき、内部被ばくについて 1 mSv | <u>1. 100 mSv/5年*<sup>1</sup></u><br><u>2. 50mSv/年*<sup>2</sup></u> | 500mSv/年* <sup>2</sup> | 本人の申出等により各職位が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間につき 2 mSv |   |
| * 1 : 平成 13 年 4 月 1 日以後 5 年ごとに区分した各期間<br>* 2 : 4 月 1 日を始期とする 1 年間<br>* 3 : 妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を各職位に書面で申し出た者並びに表中 4. に該当する者を除く<br>* 4 : 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間                             |                 |          |   | * 1 : 平成 13 年 4 月 1 日以後 5 年ごとに区分した各期間<br>* 2 : 4 月 1 日を始期とする 1 年間<br>* 3 : 妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を各職位に書面で申し出た者並びに表中 4. に該当する者を除く<br>* 4 : 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間                             |   |                        |   |   |
|   |                 |          |   | <u>附 則 (令和 年 月 日 原規規発第 _____ 号)</u><br><u>1. この規定は、2021 年 4 月 1 日から施行する。</u>  |   |                        |   |   |